

雇用保険(失業手当)

労働者が失業したときに必要な給付を行うことにより、1日も早く再就職が可能となることを目的としています。(雇用保険法第1条)

• 給付の要件は

- ①雇用保険の被保険者であること
- ②再就職の意思と能力があり、ハローワークで求職の申込みをしていること

• 手続きは

辞めた会社から受け取る「離職票」と「雇用保険被保険者証」をもってハローワークで求職の申込みを行う。

• 受給期間は

退職理由と加入期間、年齢によって90～360日の給付日数になります。

Point!

- 会社から渡される「雇用保険被保険証」は大切に保管しておきましょう！
- 自己都合退職などの場合は、支給が3ヶ月遅れることがあるので、退職時には注意しましょう！